

1 住所変更の手続きについて

町名変更に伴い、みなさまに住所変更の手続きをしていただくものと、特に手続きは必要がないもの(区役所等において職権で処理をします)があります。

それぞれ主なものをご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

(1) 住所変更の手続きをしていただくもの

各種の住所変更手続きは、変更実施日(平成30年1月1日)以降にお願いいたします。それ以前に、証明書(通知)をお持ちいただいても、住所変更手続きを行うことはできませんので、ご注意ください。

また、ご本人以外の方が手続きをする場合は、委任状等が必要になることがあります。あらかじめお問い合わせください。

① 住民登録に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
住民基本台帳カード (顔写真あり)	千代田区役所地域振興部 総合窓口課住民記録係 03-5211-4200	・住民基本台帳カード ・カードに設定された暗証番号	変更後 14 日以内に手続きをしてください。
マイナンバーカード (個人番号カード)	神保町出張所 3263-0741 麴町出張所 3263-3831	・マイナンバーカード (個人番号カード) ・カードに設定された暗証番号	※くわしくは、別冊「町名変更実施にともなうマイナンバー関係・住基カード関係の手続について」をご覧ください。
マイナンバー 通知カード	富士見出張所 3263-3841	・マイナンバー通知カード ・本人確認書類	
在留カード	神田公園出張所 3252-7691	・在留カード	
特別永住者証明書	万世橋出張所 3251-4691 和泉橋出張所 3253-4931	・特別永住者証明書	変更後 14 日以内に手続きをしてください。

②登記に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
不動産登記簿の所有者、抵当権者等の住所変更		17 ページ「3 登記手続きについて」をご覧ください。	
商業・法人登記簿の会社等の所在地変更、代表者等の住所変更		「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。 ※「会社等の変更登記の手引き」は、町名変更区域内の会社・法人へ配付しています。	

③福祉・医療に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
大気汚染医療費助成制度	千代田保健所 地域保健課地域保健係 03-5211-8174	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書 ・主治医診断報告書 ・住所確認のための同意書 ・健康保険証等の写し ・今まで持っていた医療券 	次回更新時に申請手続きをしてください。

④年金に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
共済年金	各共済組合	詳細は各共済組合にお問い合わせください。	すみやかに申請手続きをしてください。
厚生年金基金受給者	各厚生年金基金	詳細は各厚生年金基金にお問い合わせください。	
厚生年金基金加入事業所			
国民年金基金受給者	東京都国民年金基金 0120-65-4192 もしくは 03-5285-8800	詳細は東京都国民年金基金にお問い合わせください。	
国民年金基金加入者			

⑤公的保険に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
健康保険 (協会けんぽ任意継続加入の方)	全国健康保険協会 東京支部 03-6853-6111	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者氏名 住所 性別 生年月日 電話番号変更 (訂正) 届 ※保険証はそのまま使用できません。保険証裏面の住所記入欄を訂正の上、ご使用ください。 	すみやかに申請手続きをしてください。
各共済組合組合員証	各共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・各共済組合にご確認ください。 	

⑥自動車等に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
自動車運転免許証	神田警察署 03-3295-0110	<ul style="list-style-type: none"> ・新住所を確認できる書類等 (町名変更証明書(通知書)等) ・運転免許証記載事項変更届 ・印鑑 	すみやかに申請手続きをしてください。

⑦事業所に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
ふぐ取扱い関係	千代田保健所 生活衛生課食品衛生主査 03-5211-8169	<ul style="list-style-type: none"> ・ふぐ取扱所認証書書換え申請書 ・認証書 ・町名変更証明書(通知書) 	すみやかに申請手続きをしてください。
結核指定医療機関の指定	千代田保健所 健康推進課 感染症対策主査 03-5211-8173	<ul style="list-style-type: none"> ・結核指定医療機関変更届 ・結核医療機関指定書(原本) 	
病院の許認可	千代田保健所 生活衛生課 医務薬事衛生主査 03-5211-8167	<ul style="list-style-type: none"> ・病院開設許可(届出)事項中一部変更届 ・町名変更証明書(通知書) 	
宅地建物取引業者免許	東京都都市整備局 住宅政策推進部 不動産課免許担当 03-5320-5065(業免許)	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書等 (詳細は担当までお問合せください)	30日以内に申請手続きをしてください。
宅地建物取引士登録	東京都都市整備局 住宅政策推進部 不動産課免許担当 03-5320-5063(取引士)	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・町名変更証明書 (詳細は担当までお問合せください)	すみやかに申請手続きをしてください。
不動産鑑定業者登録	東京都都市整備局 住宅政策推進部 不動産課免許担当 03-5320-5033	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定業者変更登録申請書 ・町名変更証明書 	
不動産鑑定士(補)登録		<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士・不動産鑑定士補変更登録申請書 ・町名変更証明書 	
株式上場事業所	東京証券取引所 03-3666-0141	上場会社と東京証券取引所と接続されているシステムで変更手続きを行っていただきます。 「本社・本店所在地の変更通知等」	
有料・無料職業紹介事業所	東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第一課 03-3452-1472	<ul style="list-style-type: none"> ・町名変更証明書(通知書) ※写し可 <ul style="list-style-type: none"> ・有料・無料職業紹介事業変更届出書(様式第6号) 	事実の発生日の翌日から30日以内に申請手続きをしてください。
労働者派遣事業所		<ul style="list-style-type: none"> ・町名変更証明書(通知書) ※写し可 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業変更届出書(様式第5号) 	

許可・登録の別	手続先（申請窓口） （許可を受けた場所 が都内※の場合）	必要書類等	期限
製造販売業及び製造業 （医薬品、医薬部外品、化粧品）	東京都健康安全研究センター 広域監視部薬事監視指導課 医薬品審査担当	○以下の事項の変更届 ①許可を受けた場所の住所表示 ②法人登記の住所表示（該当する場合のみ）	30日以内に手続きをしてください。
医薬品卸売販売業	東京都健康安全研究センター	町名変更証明書を持参してください。	
毒物劇物製造業、輸入業	広域監視部薬事監視指導課 薬事審査担当	○許可証・登録証の書換え交付申請書	
製造販売業及び製造業 （医療機器、体外診断用医薬品）	東京都健康安全研究センター	許可証・登録証の原本を添付してください。	
医療機器修理業	広域監視部医療機器監視課 医療機器審査担当	申請は任意です。 通常の手数料が無料となります。	
薬局及び店舗販売業	管轄保健所		
医療機器販売・貸与業			
毒物劇物販売業	（保険薬局の指定については、管轄の社会保険事務所に確認してください。）	不明な点については、あらかじめ窓口に確認してください。	

※都外にも許可・登録事業所を有している場合は、都外の各自治体に対しても変更届（法人登記の住所表示変更）を提出する必要があります。

⑧法人・団体に関すること

項目	手続き先	必要書類など	期限
宗教法人の登記事項変更 (主たる事務所、従たる事務所、代表者の住所)	東京都生活文化局 都民生活部管理法人課 宗教法人担当 03-5388-3168	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項変更届 ・履歴事項全部証明 ・町名変更証明書 	登記完了後遅滞なく申請手続きをしてください。
特定非営利活動法人の定款 (主たる事務所、従たる事務所、代表者の住所)	東京都生活文化局 都民生活部管理法人課 NPO 法人担当 03-5388-3095	<ul style="list-style-type: none"> ○定款に記載の住所が町名までである場合 ・定款変更届出書(第5号様式) ・議事録 ・変更後の定款 <登記完了後> ・登記完了提出書(第5号様式の2) ・変更後の登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ○定款に記載の住所が千代田区までの場合 東京都発行の特定非営利活動法人ガイドブック(本編)P103をご覧ください。 	すみやかに申請手続きをしてください。
政治団体の異動届 (主たる事務所、代表者・会計責任者・会計責任者の事務代行者の住所)	東京都 選挙管理委員会事務局 総務課政治団体担当 03-5320-6907	・届出事項の異動届	異動事由が発生してから7日以内に申請手続きをしてください。
資金管理団体の異動届 (主たる事務所、代表者の住所)		・資金管理団体届出事項の異動届	
項目	手続き先	期限	
学校法人の寄付行為 (文部科学大臣所轄)	文部科学省 高等教育局 私学部私学行政課法人係 03-5253-4111		
学校法人の寄付行為 (東京都知事所轄)	東京都 生活文化局 私学部私学行政課小中高校担当 03-5388-3194		
私立学校の学則 (大学)	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課大学設置室 03-5253-4111		
私立学校の学則 (幼小中高、専修各種学校)	【小中高校】 東京都 生活文化局 私学部私学行政課小中高校担当 03-5388-3194		すみやかに申請手続きをしてください。 詳細については、左記までお問い合わせください。
	【幼稚園、専修各種学校】 千代田区役所 子ども部 子ども総務課総務係 03-5211-4273		
私立学校の位置変更 (大学)	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課大学設置室 03-5253-4111		

- ・ 上記以外にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。
- ・ 銀行、保険、携帯電話、勤務先、学校など個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数ですが、ご自身で手続きをしていただきますようお願いいたします。
- ・ 各種手続きのうえで、業者等に代行をお願いする場合は、その費用はご負担をお願いいたします。

(2)住所変更の手続きの必要がないもの

- ※ 公共サービスなど(水道、東京電力、東京ガス、NTT固定電話、郵便、NHK)は、区からの通知に基づき、各機関で修正を行いますので、手続きの必要はありません。
- ※ 千代田区立の各施設の登録等については、区が自動的に更新いたします。また区立の小・中学校や幼稚園・保育園の生徒・児童等の住所変更についても自動更新します。また、区営水道橋住宅入居者の方も住宅関係の住所変更届出も必要ありません。

①住民登録に関すること

項目	問い合わせ先	内容
戸籍	千代田区役所地域振興部 総合窓口課戸籍係 03-5211-4198・4199	区が自動的に修正を行います。
住民票	千代田区役所地域振興部	
印鑑登録証	総合窓口課住民記録係 03-5211-4200	
住民基本台帳カード (顔写真なし)	千代田区役所地域振興部 総合窓口課住民記録係 03-5211-4200	カードに住所の記載がないため 手続きは不要です。
住民基本台帳カードに搭載され た電子証明書	神保町出張所 3263-0741	有効期間内はそのままお使いい ただけます。
マイナンバーカードに搭載され た署名用電子証明書	麴町出張所 3263-3831 富士見出張所 3263-3841 神田公園出張所 3252-7691 万世橋出張所 3251-4691 和泉橋出張所 3253-4931	有効期間内はそのままお使いい ただけますが、マイナンバーカー ドの表面に新住所を記載する際 にあわせて書き換えます。
マイナンバーカードに搭載され た利用者証明書用電子証明書		有効期間内はそのままお使いい ただけます。

※くわしくは、別冊「町名変更実施にともなうマイナンバー関係・住基カード関係の手続について」をご覧ください。

②登記に関すること

項目	問い合わせ先	内容
不動産登記簿の表題部	東京法務局 03-5213-1234	法務局にて職権で変更します。

※ 関連 P 3・P 17 をご参照下さい。

③福祉・医療に関すること

項目	問い合わせ先	内容
障害者福祉手当	千代田区役所保健福祉部 障害者福祉課地域生活推進係 03-5211-4128	区が自動的に修正を行います。
特別障害者手当		
東京都重度心身障害者手当		
障害児福祉手当		
経過的福祉手当		
難病医療費助成		届出は不要ですが、医療券の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
心身障害者医療費助成	千代田区役所保健福祉部 障害者福祉課障害者福祉係 03-5211-4214	毎年の更新時期にあわせ新住所に変更した受給者証を郵送します。それまでは旧住所の受給者証をご使用下さい。
自立支援サービス受給者証 (居宅支援、短期入所、デイサービス等)	千代田区役所保健福祉部 障害者福祉課相談支援係 03-5211-4217	
自立支援医療受給者証 (更生医療)		届出は不要ですが、受給者証の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
自立支援医療受給者証 (精神通院)		
療育手帳(愛の手帳)		
精神障害者保健福祉手帳		
身体障害者手帳		
被爆者健康手帳 健康診断受診票 医療券	千代田保健所 地域保健課地域保健係 03-5211-8174	

項目	問い合わせ先	内容
妊娠高血圧症候群等医療	千代田保健所 健康推進課保健予防係 03-5211-8172	届出は不要ですが、医療券の書き換えを望む場合は、左記までお問い合わせください。
B型・C型ウイルス肝炎治療 医療費助成	千代田保健所 健康推進課感染症対策主査 03-5211-8173	
感染症法に基づく患者票 (結核通院医療)		区が自動的に修正を行います。

④年金に関すること

項目	問い合わせ先	内容
国民年金受給者	ねんきんダイヤル 0570-05-1165	区からの通知に基づき、日本年金機構が自動的に修正を行うため手続きは不要です。
国民年金加入者	千代田区役所保健福祉部 保険年金課国民年金係 03-5211-4202	
厚生年金受給者	ねんきんダイヤル 0570-05-1165	
厚生年金加入者	千代田年金事務所 03-3265-4381 (音声案内「3」)	
厚生年金加入事業所	千代田年金事務所 03-3265-4381 (音声案内「5」)	区からの通知に基づき、日本年金機構が自動的に修正を行う為手続きは不要です。

⑤公的保険に関すること

項目	問い合わせ先	内容
国民健康保険被保険者証 (74歳以下の方)	千代田区役所保健福祉部 保険年金課国民健康保険係 03-5211-4204	区が自動的に修正を行い、 新しい 保険証・受給者証・ 認定証・受療証・負担割合 証・確認証 を送付します。
国民健康保険高齢受給者証 (70歳以上74歳以下の方)		
限度額認定証 (国保)		
特定疾病療養受療証 (国保)		
後期高齢者医療制度被保険者証 (75歳以上の方)	千代田区役所保健福祉部 保険年金課後期高齢者医療係 03-5211-4206	
限度額認定証 (後期高齢者医療制度)		
特定疾病療養受療証 (後期高齢者医療制度)		
介護保険被保険者証	千代田区役所保健福祉部 高齢介護課高齢介護係 03-5211-4224	
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証	千代田区役所保健福祉部 高齢介護課介護事業指定係 03-5211-4336	
利用者負担額軽減確認証 (社会福祉法人による利用者負担 の軽減制度)		

項目	問い合わせ先	内容
雇用保険被保険者	ハローワーク飯田橋 03-3812-8609	住所の登録はないため手続きは不要です。
雇用保険受給資格者		区からの通知に基づき、東京労働局が自動的に修正を行います。
雇用保険適用事業所 求人事業所		
労働者災害補償保険	東京労働局 中央労働基準監督署労災課 03-5803-7383	

⑥子育てに関すること

項目	問い合わせ先	内容
児童手当	千代田区役所子ども部 子育て推進課手当・医療係 03-5211-4230	区が自動的に修正を行います。
児童育成手当		
児童扶養手当		
次世代育成手当		
特別児童扶養手当		
ひとり親医療証	千代田区役所子ども部 児童・家庭支援センター 発達支援主査 03-5298-2424	新住所に変更した医療証を郵送 します。それまでは旧住所の医療 証をご使用ください。
こども医療証		
高校生等医療証		
発達障害等の療育経費助成	千代田区役所保健福祉部 障害者福祉課相談支援係 03-5211-4217	区が自動的に修正を行います。
小児慢性疾患医療費助成	千代田保健所 健康推進課保健予防係 03-5211-8172	届出は不要ですが、医療券の書き 換えを望む場合は、左記にご連絡 ください。
自立支援(育成)医療		
未熟児養育医療		
在宅重症心身障害児(者)訪問事業	千代田保健所 健康推進課保健相談係 03-5211-8175	区が自動的に修正を行います。

⑦自動車等に関すること

項目	問い合わせ先	内容
原動機付自転車の標識・交付証明書 (0cc～50cc 未満)	千代田区役所地域振興部 税務課納税促進係 03-5211-4193	届出は不要ですが、証明書の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
小型二輪の標識・交付証明書 (50cc 以上～125cc 未満)		
自動車保管場所証明書	神田警察署 03-3295-0110	届出は不要ですが、証明書の書き換えを望む場合は申請手続きが必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。 (申請する場合は別途費用がかかります。)
保管場所届出		
自動車検査証 (小型二輪 251cc～含む)	東京運輸支局 050-5540-2030	届出は不要ですが、自動車検査証の書き換えを望む場合は申請手続きが必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。 届出は不要ですが、軽自動車届出済証の書き換えを望む場合は申請手続きが必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。 (申請する場合は別途費用がかかります。)
軽自動車届出済証 (126cc～250cc)		
軽自動車検査証	軽自動車検査協会 東京主管事務所 050-3816-3100	届出は不要ですが、検査証の書き換えを望む場合は申請手続きが必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。

⑧事業所に関すること

項目	問い合わせ先	内容
風俗営業届出・許可	神田警察署 03-3295-0110	届出は不要ですが、許可証の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
古物営業届出・許可		
質屋営業内容変更・許可		
核燃料物質等危険物運搬警備業務		
警備業営業		
危険物取扱	東京消防庁 03-3212-2111	区からの通知に基づき、東京消防庁が自動的に修正を行います。
食品関係営業許可	千代田保健所 生活衛生課食品衛生主査 03-5211-8169	区が自動的に修正を行います。
理容師関係許認可		
クリーニング関係許認可		
興行場関係許認可		
公衆浴場関係許認可		
プール関係許認可		
美容師関係許認可		
旅館業関係許認可		
建築物衛生法関係届出		
水道法関係届出		
診療所許認可 (歯科診療所含む)		
歯科技工所、施術所等届出		
薬局、店舗販売業の許認可		
毒物劇物販売業の登録	届出は不要ですが、登録証の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。	
千代田区商工融資あっせん制度	千代田区役所地域振興部 商工観光課商工融資係 03-5211-4344	区が自動的に修正を行います。

⑨その他

項目	問い合わせ先	内容
パスポート	パスポート電話案内センター 03-5908-0400	<p>【住所が三崎町・猿楽町】 パスポートの裏表紙にある「所持人記入欄」の該当箇所を二本線で抹消し、余白に新しい住所をご自分で書き込んでください。</p> <p>【本籍が三崎町・猿楽町】 手続きは不要です(パスポートの記載に変更が無いため)。ただし、次回パスポートの更新時は、新町名の本籍の確認を求められる場合があるため、詳細は問い合わせ先にご確認ください。</p>
飼い犬の鑑札	千代田保健所 地域保健課地域保健係 03-5211-8164	区が自動的に修正を行います。
銃刀の所持	神田警察署 03-3295-0110	届出は不要ですが、許可証の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
居住安定支援家賃助成	千代田区役所環境まちづくり部 住宅課住宅管理係 03-5211-3607	区が自動的に修正を行います。
次世代育成住宅助成		

各施設などの登録関係

項目	内容
コミュニティスクール利用団体登録申請書	区で自動的に修正します。
九段生涯学習館利用団体登録申請書	
千代田区生涯学習人材バンク登録申込書	
千代田区スポーツ指導者人材バンク登録申込書	
江戸川河川敷少年サッカー場団体登録届	
千代田区立花小金井運動施設利用団体登録届	
千代田区スポーツセンター利用団体申込書	
すぼすたちよだ申込書	
外濠公園総合グラウンド利用登録申請書	

3 登記手続きについて

今回の町名変更におきまして、不動産の所有者等の事項については、その内容が自動的に書き替えられるわけではないため、不動産を所有及びその他の権利を所有されている方には、住所変更の手続きが望まれます。下記の注意事項及び次頁の記入例を参照のうえ、登記申請書に必要事項を記入していただき、不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。ご不明な点につきましては、不動産所在地を管轄する法務局へお問い合わせください。

(1) 申請が必要な方

不動産登記に所有者、抵当権者等として登記されている方。

※今回の町名変更実施区域外に所有等されている不動産についても同様です。

(2) 申請先

不動産登記を管轄する各法務局窓口

千代田区内の不動産登記の管轄法務局は、東京法務局です。

東京法務局 〒102-8255 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

電話 03-5213-1234(代表番号)

03-5213-1330(不動産登記申請)

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照下さい。

参照：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

(3) 申請時期

町名変更実施日以降にご申請ください。

(4) 注意事項

- 登記の手続きには、「町名変更証明書(又は町名変更通知書)」のほか「登記申請書」が必要です。
 - 登録免許税は、「町名変更証明書(又は町名変更通知書)」を添付すれば免除されます。
 - 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類と共に左綴じにして、必要事項を記入し、管轄の法務局へ提出してください。
 - 紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。
 - 文字は、パソコン(ワープロ)で作成するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
 - 登記申請書には受付番号シールを貼りますので、1枚目は5cm程度の余白を設けてください。また、昼間ご連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。
 - 不動産の表示は、登記事項証明書の記載のとおり正確にご記載ください。なお、不動産番号を記載することで、不動産の表示にかえることができます。
 - 申請人の印鑑は、認印で差し支えありません。
 - 代理人が登記申請書を提出する場合は、代理権限証書として委任状を添付してください。この場合、登記申請書には代理人が住所及び氏名を記載し押印してください。申請人の印は不要です。
 - 郵送による申請も可能です。封筒の表に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便で送付してください。
- ※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、郵便切手を貼った返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。

記入例

登記申請書

登記の目的 何番所有権登記名義人住所変更
原因 平成30年1月1日町名変更
変更後の事項 住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目 3番 5号
申請人 東京都千代田区神田三崎町一丁目 3番 5号
千代田一郎 印
連絡先の電話番号 00-0000-0000

添付書類

登記原因証明情報 非課税証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇法務局 〇〇支局(出張所)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示

所在地 千代田区神田三崎町一丁目
地番 3番5
地目 宅地
地積 123.45平方メートル

所在地 千代田区神田三崎町一丁目3番地5
家屋番号 3番5
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 88.55平方メートル
2階 55.88平方メートル

※継続用紙を付けるときは必ず契印(申請者又は代理人の印鑑)をしてください。

登記申請書

登記の目的 何番所有権登記名義人住所変更

原因 平成30年1月1日町名変更

変更後の事項 住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目3番5-301号

申請人 東京都千代田区神田三崎町一丁目3番5-301号
千代田一郎 ㊟
連絡先の電話番号 00-0000-0000

添付書類 登記原因証明情報 非課税証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇法務局 〇〇支局(出張所)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在 千代田区神田三崎町一丁目3番地5

建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 神田三崎町一丁目3番5の301

建物の名称 301

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 3階部分 65・65平方メートル

敷地権の表示

符号 1

所在及び地番 千代田区神田三崎町一丁目3番5

地目 宅地

地積 1050・50平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の28